

地域医療対策協議会について

資料 1

法的根拠

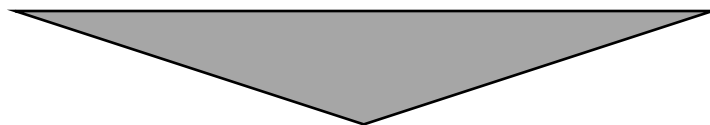
医療法第 30 条の 23 （＋地域医療対策協議会運営指針）

構成員

大学、医療機関（公的医療機関、民間病院等）、地域の医療関係団体（医師会） 等

協議事項

- ・キャリア形成プログラムに関する事項
- ・大学の地域枠、地元出身者枠の設定
- ・臨床研修病院の指定、研修医の定員設定
- ・その他医師の確保を図るために必要と認められる事項
- ・医師の派遣調整に関する事項
- ・派遣医師のキャリア支援
- ・専門研修施設、定員



宮城県地域医療対策協議会

例年の議題

- ・政策的医師配置の調整について
 - ・東北大学臨時入学定員（地域枠）について
 - ・臨床研修医募集定員について
- 等



今年度の議題

- ・**医師確保計画の見直しについて**
(重点医師偏在支援区域の設定、医師偏在対策プランの策定)
- ・**特定労務管理対象機関の指定更新について**